

大分市報

毎月1日15日発行 大分市校舎 発行所 編集兼発行人 安東 印刷所 高木印刷店

県庁の電話番号
変更
六月一日から大分県庁の電話番号が次のようになりまししたのでお知らせします。
①一、一一一、二一
②一、二一八番(夜間専用)

今年度の市県民税は

こうして決まりました No.1

△昭和二十六年度の個人市県民税が決定したので、その第一期の徴収令が六月中旬頃には皆さんの手もとに届けられます。
今年度の市県民税の算出方法は、昨年と同様ですが、地方税法の一部改正により非課税の範囲が拡大された点を留意する必要があります。
また、本年度は、市自体で税率を引き下げると同時に、扶養控除額を引上げ、総額において一〇〇万円を超える減税を達成しました。
そこで今年度の市県民税の算出方法について大略を説明致します。
一、課税方式
本年度の市県民税も第一種課税方式で、個人に課税し、市内に住所を有して一定の所得を有する者が課税の対象となります。これは、昭和二十五年中の所得金額(基礎所得)に、基礎控除(九万円)を引いた額から税率を適用する方法です。

二、課税対象となる個人
1、昭和二十六年一月一日(仮)は算出、前年中の所得金額が十五万円以上の者(ただし、家族課税に該当する者を除く)。
2、賦課期日現在、市内に住所を有する者。
三、課税対象となる所得
前年の一月一日から十二月三十一日までの間の収入金額から、改正前の所得税法第九条の規定に基づき算出した額。
1、事業所得の場合
営業、農林業等の事業所得は収入金額から必要経費を差し引いた額を課税対象とします。ただし、課税対象所得金額が二十万円以下で、扶養親族四人以上を有する者は、各一人につき六〇〇円(前年度は五〇〇円)の割合で計算した額を市所得割額から控除し、算出された額を課税対象額として計算します。
2、給与所得の場合
改正前の所得税法第九條の規定に基づき算出した額(基礎所得)を課税対象とします。ただし、課税対象所得金額が二十万円以下で、扶養親族四人以上を有する者は、各一人につき六〇〇円(前年度は五〇〇円)の割合で計算した額を市所得割額から控除し、算出された額を課税対象額として計算します。

3、その他の所得の場合
すべて改正前の所得税法第九條に定められた所得の種類により計算します。
五、基礎控除
九万円(所得税法第十二條の規定)
六、課税総所得金額
四項で算出した金額から五項の基礎控除を差し引いた額。
七、扶養控除
扶養親族一人につき五五〇円(前年度は五〇〇円)の割合で計算した額を市所得割額から控除し、算出された額を課税対象額として計算します。

大分市歌の募集

大分市では市制五十周年を記念し、次より新しい市歌の募集をすることになりました。多数ご応募下さい。
(1)題名 大分市歌(副題でも可)
(2)内容 躍進大分市を象徴するもので、広域都市(百万都市)の構想、臨海工業地帯の発展、大分市の特色などを表現し、原稿の返却はしない。
(3)形式 別紙に指定がない限り、五七五七七七七の七言五十字の形式とする。
(4)締切 七月三十一日(当日付)の消印のあるものに限る。
(5)送先 大分市池田町、大分市教育委員会、社会教育課市歌募集係

マツシユルムのかん詰

森産業操業を開始

大分市が誘致した森産業株式会社は、ここでかん詰に加工され、時期が熟せばまた森産業までご連絡下さい。森産業は、この大分市工場(本社)に、是るるものとなって、そのための設備を整え、生産を始めています。
森産業は、この大分市工場(本社)に、是るるものとなって、そのための設備を整え、生産を始めています。
森産業は、この大分市工場(本社)に、是るるものとなって、そのための設備を整え、生産を始めています。
森産業は、この大分市工場(本社)に、是るるものとなって、そのための設備を整え、生産を始めています。



写真一 森産業大分工場

国民年金の保険料は こうして納めましょう

(国民年金)
国民年金手帳には、納付すべき保険料の額が記載されています。納付の方法は、以下の通りです。
一、納付の方法
保険料を納めるには、納付書(保険料納付書)を提出する必要があります。納付書は、納付先(納付先)に提出する必要があります。
二、納付の期日
納付の期日は、毎月十日(末日)までです。ただし、毎月十日(末日)が休日の場合は、その翌日までです。
三、納付の方法
納付の方法は、現金、振込、郵便振替などがあります。納付先(納付先)に相談してください。

住吉川住宅地分譲 受付を開始

住吉川住宅地分譲の受付が開始されました。この住宅地は、市の都心部に近く、交通の便もよく、住宅、アパート、店舗等に利用できます。
住吉川住宅地分譲の受付が開始されました。この住宅地は、市の都心部に近く、交通の便もよく、住宅、アパート、店舗等に利用できます。



計量器の定期検査

12日 各校区別に行なう
大分市では、計量器の定期検査が行なわれます。検査の日程は、以下の通りです。
計量器検査日程
六月十日 荷揚校区(市役所 午前九時～午後四時) 必すお受け下さい。
六月十一日 荷揚校区(市役所 午前九時～午後四時) 必すお受け下さい。
六月十二日 荷揚校区(市役所 午前九時～午後四時) 必すお受け下さい。
六月十三日 荷揚校区(市役所 午前九時～午後四時) 必すお受け下さい。
六月十四日 荷揚校区(市役所 午前九時～午後四時) 必すお受け下さい。
六月十五日 荷揚校区(市役所 午前九時～午後四時) 必すお受け下さい。
六月十六日 荷揚校区(市役所 午前九時～午後四時) 必すお受け下さい。
六月十七日 荷揚校区(市役所 午前九時～午後四時) 必すお受け下さい。
六月十八日 荷揚校区(市役所 午前九時～午後四時) 必すお受け下さい。
六月十九日 荷揚校区(市役所 午前九時～午後四時) 必すお受け下さい。

「短歌教室」の生徒募集

短歌をよみたいという初心者を対象に、「短歌教室」を開催します。希望者は、以下の通りです。
(1)開催期間 六月三日から六月十日まで、毎月第二金曜日の午後七時から九時まで(計十回開講)
(2)会場 大分市中央公民館
(3)講師 瓜生鉄雄氏
(4)応募資格 大分市民であること
(5)受付 六月十日(日)から受付を開始し、五十名に達したら締め切ります。電話又はハガキに住所(くわく)、氏名、年齢、職業を明記し、金池町の中央公民館宛に送付してください。
(6)会費 不要

小児マヒの予防注射

申し込みは6月5日まで
市では、小児マヒ(ポリオ)の予防注射が実施されます。申し込みは、以下の通りです。
(1)対象者 昭和二十六年四月一日から三十五日までに生まれた乳幼児(四月まで生後二重申込みをしないようお願いします。)
(2)受付期間と申込先 六月五日まで市衛生課へ
(3)申し込みに必要な書類
①昭和二十五年産市(町村)の住民登録簿(住民票)のコピー(例:大変換簿など)
②昭和二十五年産市(町村)の住民登録簿(住民票)のコピー(例:大変換簿など)
③住民登録簿(住民票)のコピー(例:大変換簿など)
(4)接種方法 接種方法は、衛生課で実施されます。
(5)接種料 接種料は、無料です。
(6)接種の重要性 小児マヒは、予防可能な病気です。接種することで、感染を予防することができます。

山羊めん羊の登録をしましょう

六月一日から無効
大分市の山羊、めん羊は、登録検査が六月五日から八月日まで実施されます。登録の重要性は、以下の通りです。
(1)登録の目的 登録の目的は、生産者の登録と、産品の検閲です。
(2)登録の方法 登録の方法は、以下の通りです。
(3)登録料 登録料は、以下の通りです。
(4)登録の重要性 登録することで、産品の検閲が可能となり、生産者の利益を守ることができます。

